

平成22年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が平成19年6月に交付され、これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。

只見町の各指標の状況は次のとおりとなります。

1 健全化判断比率について

① 実質赤字比率

- ・普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
- ・只見町は、昨年に引き続き赤字が生じていないため、該当ありません。

② 連結実質赤字比率

- ・全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。
- ・只見町は、昨年に引き続き赤字が生じていないため、該当ありません。

③ 実質公債費比率

- ・一般会計等の負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。
 - ・只見町は、6.8%で、昨年度比2.8ポイント減となりました。
- これは、主に公債費繰上償還の実施や大規模償還の完了、さらには標準財政規模の増加などによるものであり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っています。

④ 将来負担比率

- ・一般会計等の将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合です。
- ・只見町は、将来負担額が生じていないため、該当ありません。

指 標		平成22年度 決算	平成21年度 決算	比較増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断比率	① 実質赤字比率	— %	— %	—	15.00 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— %	— %	—	20.00 %	40.00 %
	③ 実質公債費比率	6.8 %	9.6 %	△ 2.8	25.0 %	35.0 %
	④ 将来負担比率	— %	— %	—	350.0 %	

2 公営企業の経営健全化指標について

⑤ 資金不足比率

- ・各公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合です。
- ・只見町は、昨年度に引き続き資金不足が生じていないため、該当ありません。

指標	会計名	平成22年度 決算	平成21年度 決算	比較増減	早期健全化 基準
⑤ 資金不足比率	簡易水道特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	観光施設事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	交流施設特別会計	— %	— %	— %	20.0 %
	集落排水事業特別会計	— %	— %	— %	20.0 %

財政健全化法とは

従来の法制度では、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再建」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。